

**北海道地球温暖化防止対策条例の
見直しに係る基本的な考え方（答申案）**

1 条例制定後の主な情勢変化

北海道地球温暖化防止対策条例は、平成 20 年（2008 年）、地球温暖化対策が議題となった北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、翌年制定し、本道における地球温暖化対策に一定の役割を果たしてきた。

平成 27 年（2015 年）、パリで開催された COP21（気候変動に関する国際連合枠組条約第 21 回締約国会議）では、世界的な平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求する「パリ協定」が採択され、今や 2050 年までのカーボンニュートラル実現が世界共通の目標となった。

こうした中、国においては、昨年 4 月に 2050 年目標と統合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくという新たな目標を表明し、同年 6 月には地球温暖化対策推進法を改正し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを法定化した。

道においては、令和 2 年（2020 年）3 月、知事が 2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを国に先駆け表明し、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取り組むことを決意したところであり、条例制定後のこうした国内外の社会情勢の変化などを踏まえ、見直しの検討を進めてきた。

2 検討のポイント

次に掲げる観点を中心に幅広く検討を行った。

- (1) ゼロカーボン北海道の実現に向けて、道民・事業者等と理念や目指す姿を共有し、オール北海道で推進するための規定のあり方
- (2) 地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、法と条例の整合性や事業者による温室効果ガス排出量報告制度などの規定のあり方
- (3) 環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現に向けた規定のあり方
- (4) 本年 3 月に策定した北海道地球温暖化対策推進計画の基本的な方向性と整合した規定のあり方

3 見直しの主な要点

(1) 名称

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとともに、生活の豊かさを実感しつつ、経済を発展し、持続可能な社会を構築するゼロカーボン北海道の実現に向け、道民、事業者などの各主体が連携して推進することを分かりやすく示すような名称に改称又は通称・略称を使用することが必要である。

(2) 総則的事項

ア 目的

ゼロカーボン北海道を実現するため、基本理念を定めること、また、道民、事業者、道等の責務を明らかにし、基本的事項を定め、地球温暖化対策推進法その他の法令と相まってゼロカーボンの実現に向けた取組の更なる推進を図ること、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与することを目的として規定することが必要である。

イ 基本理念

2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、全ての関係者が主体的かつ積極的な参画と密接な連携の下に取組を進めること、本道の豊かな自然環境の保全と経済・生活の向上を統合的に推進していくこと、本道に豊富な再生可能エネルギーや森林など地域資源の有効活用を図ることなどを旨とする基本理念の新設が必要である。

ウ 道の責務

現条例の「総合的・計画的対策の策定・実施」、「道民、事業者、市町村等との連携・協働・支援」、「道自らの率先実行」等に加え、次の観点を規定に盛り込むことが必要である。

- 専門的知識、技術を有する人材の育成
- 気候変動教育・環境教育及び学習の推進
- 調査研究、技術開発や産業の育成、参入促進
- 大学その他試験研究機関との連携
- 道民、事業者の行動変容の促進
- 分かりやすい情報の提供
- 施策推進のための必要な財政上の措置

エ 道民、事業者等の責務

現条例の「日常生活・事業活動に伴う排出削減」、「道の施策への協力」等の道民、事業者の責務に加え、観光、ビジネス等で滞在する者についても、道や市町村が実施する施策に協力し、排出削減に取り組むよう規定に盛り込むことが必要である。

(3) 推進計画等

条例規定の推進計画に基づく施策の点検にあたっては、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表することを規定することが必要である。

(4) 事業活動に関する地球温暖化対策等

事業者の取組をより一層促進するため、次の事項等を追加又は拡充することが必要である。

ア 事業者の温室効果ガスの排出削減

- 事業者が排出する温室効果ガスを削減していくためには、事業者自らが現状のエネルギー使用量等から排出量を把握した上で、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など適切な対策を講じるよう努めることが必要である。
- 本道の二酸化炭素排出量の3割を占める産業部門のほか、業務部門など排出割合の大きい業種の排出削減を図るため、これらの業を営む事業者は、業種に応じた排出量の少ない機械器具の導入や使用、エネルギーの効率的な運用などを講じるよう努めることが必要である。
- 道は、事業者による自主的な排出量削減の取組を促進するため、排出量の把握方法などの情報の提供その他のサポートが必要である。

イ カーボン・オフセットの推進

- 事業者は、事業活動に伴う排出削減が困難な場合や更なる削減を図るため、道内における排出削減・吸収量等の購入や活動の実施により、排出量の埋め合わせ（オフセット）を行うよう努めることが必要である。
- 道は、カーボン・オフセットの理解や取組を促進するため、道民、事業者に対して、情報提供など必要な措置を講じる必要がある。

ウ 製品・サービスの開発等

- 事業者は、温室効果ガス排出量の少ない製品やサービスの開発、販売、提供を行うよう努めることが必要である。
- 道は、それらの製品等の普及を促進するため、情報提供や必要な措置を講じる必要がある。

エ 温室効果ガス削減計画書等の作成

- 事業活動における排出削減として、これまで一定量以上の排出事業者（以下、「特定事業者」）に対し、計画的な削減等を促進するため、削減計画書及び実績報告書の作成・提出を求めてきたが、更なる削減等の取組を進めるため、対象事業者の増加や事務負担も考慮しつつ、規模要件を拡大することが必要である。
- 上記の計画書及び報告書には、排出量の更なる削減や地域資源の活用につなげるため、削減目標や再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガスの吸収を図るための措置を報告等の項目として追加することが必要である。
- 特定事業者の事務軽減を図るため、道への報告時期を法の報告時期に合わせることや書面主体であった報告形態を電子による簡易な方法での提出を可能とするなどの配慮が必要である。

オ 特定事業者以外による排出量簡易報告書の作成

前記エのほか、特定事業者以外の中小規模事業者など幅広い事業者に対

し、排出量の把握や削減等の自主的な取組を促進するため、エネルギー使用量や排出量を任意で報告できる規定が必要である。

カ 温室効果ガス削減計画書等の公表

特定事業者のほか、特定事業者以外の事業者から報告された計画書及び報告書は、その取組を公表することで事業者のインセンティブにもなり、他事業者の意識向上や同様の取組の拡大にもつながることから、道は、その内容を分かりやすく公表することとし、取組の全道的な拡大・展開を図ることが必要である。

(5) 交通に関する地球温暖化対策

全国と比べ排出割合が大きい運輸に関する取組を一層促進するため、現条例の「公共交通機関等の利用」、「自動車等の適正な運転」、「アイドリング・ストップ」等の規定に加え、次の事項等を規定に追加又は拡充することが必要である。

ア 次世代自動車の普及促進

- 自動車の購入や使用の際には、次世代自動車を選択するよう努めるとともに、再生可能エネルギーによる電気と電気自動車、燃料電池自動車等を活用した、走行時の排出量がゼロとなる「ゼロカーボン・ドライブ」についても、新たに規定を設け推進することが必要である。

イ 物流における地球温暖化対策

- 輸送を請け負う事業者は、物資の輸送における排出削減を図るため、トラックの共同化による輸送効率の改善などに努めることが必要である。
- 輸送を依頼する荷主は、物資の輸送において、再度の配達を生じさせないなど運送事業者が行う配送に協力するよう努めることが必要である。

(6) 機械器具に係る地球温暖化対策

家電製品や暖房器具等に関する取組や対策を一層促進するため、現条例の「排出量の少ない機械器具の購入・使用」、「特定機械器具（エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ）の省エネルギー性能の表示」の規定に加え、次の事項等を規定に追加又は拡充することが必要である。

- 特定機械器具の省エネルギー性能の表示・説明規定について、規模要件（5台以上の陳列販売事業者）を拡充（台数規定の撤廃）することが必要である。
- 特定機械器具について、使用電力の大きい照明器具や給湯器などを加えることが必要である。
- 道は、特定機械器具の販売事業者と連携し、道民、事業者に対し、温室効果ガスの排出の少ない機械器具の普及を図ることが必要である。

(7) 建築物に関する地球温暖化対策

建築物に係る排出削減等の取組をより一層促進するため、次の事項等を追加又は拡充することが必要である。

ア 建築物に係る排出削減

現条例の「建築主による建築物のエネルギー使用の合理化」、「一定規模以

上の建築物に係る報告制度」に加え、道と建築事業者が連携し、積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅や建物で消費する一次エネルギーの収支をゼロにする ZEB や ZEH など省エネルギー性能が優れた建築物の普及を図ることが必要である。

イ 建築物への道産木材の利用の促進

- 建築物に道産木材を利用することは、長期にわたる炭素固定の効果や木材の輸送による温室効果ガスの排出削減に有効であるため、道民、事業者は、道産木材の利用に努めることが必要である。
- 道は、自ら整備する建築物に道産木材の利用に努めることが必要である。
- 道は、建築物における道産木材の利用を促進するため、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的な情報提供や木造建築物に係る人材の育成など必要な措置を講じることが必要である。

ウ 建築物環境配慮計画等の作成

- 建築物における削減対策として、これまで一定規模以上の建築物（以下、「特定建築物」）の「新築・改築・増築」、「修繕・模様替」、「建築設備の設置・改修」の行為に対し、建築物のエネルギーの効率的利用や熱損失防止等の計画書及び完了届出の作成・提出を求めてきた。
その上で、建築物省エネ法の省エネ基準の適合届出制度や事務負担も考慮し、報告対象を見直すことが必要である。
- 特定建築物の建築主による自主的な建築時や建築後の消費エネルギー削減等を促すため、上記の計画書に道産木材の使用や再生可能エネルギー導入についての項目を追加することが必要である。

(8) 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

現条例の「道による再生可能エネルギーの率先導入・情報提供」、「道民、事業者の利用推進」等の規定に加え、次の事項等を規定に追加又は拡充することが必要である。

ア 地域の再生可能エネルギーの利用

道は、地域の再生可能エネルギー源を活用した電気やエネルギーを地域で利用するため、地域への取組支援など必要な措置を講じることが必要である。

イ 再生可能エネルギー計画書等の作成

エネルギーを供給している事業者（以下、「特定エネルギー供給事業者」）による再生可能エネルギーの供給量拡大を促すため、再生可能エネルギー供給の基本方針や供給目標等の計画書及び報告書に、道内における種類別（太陽光・風力・水力など）電気の調達量の項目を追加することが必要である。

ウ 再生可能エネルギー電気の調達量等の周知

特定エネルギー供給事業者は、需要者の再生可能エネルギー電気の導入促進を図るため、道内で発電された再生可能エネルギー電気の調達量や供給量

に関する情報を分かりやすく周知するよう努めることが必要である。

(9) 森林等の整備・保全等に関する地球温暖化対策

現条例の「道民、事業者による森林の整備・保全、森林資源の利用推進」、「道による森林の吸収・固定作用の情報提供」等の規定に加え、次の事項等を規定に追加又は拡充することが必要である。

ア 森林・林業・木材産業の取組

- 道民、事業者は、二酸化炭素吸収・固定量を確保するため、道が実施する取組に協力するよう努めることが必要である。
- 道は、森林の整備の推進や保全の確保を図るとともに、道産木材の利用の推進のため、各種製品の原材料やエネルギー源の多様な分野で道産木材の利用の促進により、二酸化炭素吸収・固定量を確保する措置を講じることが必要である。

イ ブルーカーボン等に資する取組

本道は、広大で豊かな海洋環境に恵まれており、道は、二酸化炭素の吸収源として期待されるブルーカーボン（沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）に資する取組を推進するとともに、ブルーカーボンやその他の吸収源における効果の啓発や情報提供に努めることが必要である。

ウ 地産地消の推進

現条例の「道による道内産の農林水産物の積極的な消費を促進」の規定に加え、原材料や製品の輸送に係る排出削減に貢献するため、道民、事業者は、道内で生産・加工された農林水産物の積極的な消費（地産地消）に努めることが必要である。

(10) 地球温暖化に関する理解の促進

地球温暖化対策の重要性についての理解をより一層深めるため、現条例の「地球温暖化の防止に関する情報提供」、「北海道クールアース・デイの実施」の規定に加え、各主体間の対話などによる相互理解の促進についての旨を規定に追加又は拡充することが必要である。

(11) ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図るため、前記(1)～(10)に加え、現条例に次の規定を追加又は拡充することが必要である。

ア 道民の日常生活における排出削減

全国と比べ排出割合が高い家庭部門の削減のためには、道民が地球温暖化対策を自分事として捉え、衣食住における自らの行動を不断に見直し、節電や食品ロスの削減など行動変容に自ら取り組むことが重要である。

そのためには、まずは、現状のエネルギー使用量等から自らの排出量を把握し、排出に応じた省エネルギーなどの対策を講じるよう努めることが必要である。

また、道においては、排出量の見える化や省エネルギーの促進など必要な措置を講じることが必要である。

イ 廃棄物の発生の抑制

廃棄物の処理に伴い生じる温室効果ガスの排出を抑制するため、道民、事業者等は、日常生活や事業活動において、使いきりのプラスチック製品をできるだけ使わないなど廃棄物の発生抑制や使用済物品の再使用に努めるとともに、道民は分別回収に協力するほか、事業者は循環的な利用が行われるため必要な措置を講じることにより再生利用に努めることが必要である。

ウ 冷暖房時の温度

エネルギー消費量の大きい冷暖房機からの削減を図るため、道民、事業者は、住居や事業所において温室効果ガスの削減にも配慮した適切な温度に保つよう努めることが必要である。

また、事業者は、勤務中の従業員に対し、年間を通して省エネルギーや節電を意識した働きやすい服装を促すなどの配慮に努めることが必要である。

(12) 気候変動適応の取組

温室効果ガスを削減する「緩和策」とともに、両輪となって進めるべき「適応策」に関する施策の推進や気候変動適応センターの設置について条例に規定することが必要である。

ア 気候変動適応に関する施策の推進

道は、地域の実情に応じて、気候変動影響による道民の生活、財産や経済活動への被害の回避・軽減及び気候変動影響による機会の活用の観点も踏まえ、社会、経済、環境への影響が大きい分野（産業、自然環境、自然災害、生活・健康）等の気候変動適応に関する施策の推進について条例に規定することが必要である。

イ 気候変動適応センター

道は、気候変動適応を推進するため、地域における気候変動影響や気候変動適応に関する優良事例などの情報の収集、整理・分析、様々な機会を通じた情報の提供や市町村等への技術的助言などを行う気候変動適応センターの設置について条例に規定することが必要である。